

特別解説

無限定適正意見（結論）以外の監査意見（結論）が表明された事例の調査分析（その2）

● 監査意見（結論）が不表明となった各社について、 ● 会計監査人がそのように判断した根拠（続き）

無限定適正意見（結論）以外の監査意見（結論）が表明された事例の調査分析（その1）に引き続き、監査意見（結論）が不表明となった会社について、会計監査人がそのように判断した根拠の紹介を続けることとする。

④（株）REVOLUTION

株式会社REVOLUTIONは都内に本社を置く不動産テック企業であり、東証スタンダード市場に株式を上場している。2019年に株式会社原弘産から商号を変更した。BtoB向けに提供されるサービスとして、都心の優良物件に特化した不動産の再販事業を展開するほか、2023年3月からは、不動産金融子会社を新たに設立し、ファイナンス事業を開始している。

2026年10月期半期の期中レビュー報告書において、会計監査人である監査法人アリアが記載した「結論不表明の根拠」は次のとおりであった。

（結論不表明の根拠）

追加情報に記載されているとおり、会社は、連結子会社であるY社が組成し、運営する不動産ファンドが外部の仕入先からの不動産購入に際し、一部の購入不動産について締結した売買契約あるいは同契約とは別途取り交わした覚書に、購入不動産を買戻す旨の取り決めがあり、

実際に不動産の購入価格を著しく上回る金額で仕入先等がY社より買戻している複数の取引が存在することを認識した。これを受けて会社は、これら実際に買戻しのあった取引も含め、買戻しの取り決めのある取引については、収益認識に関する会計基準等に照らして適切に会計処理が行われていなかった可能性があると判断し、取引の経済的実態等の事実関係の調査及び財務諸表等への影響の検討等を目的として2026年6月15日開催の取締役会において、社内調査委員会を設置することを決議した。今後、社内調査委員会の下で調査が開始され進められていくことになるため、当監査法人は買戻し取引に係る会計処理の妥当性、類似取引の有無、当該事象が中間連結財務諸表に与える影響の網羅性について、十分かつ適切な証拠を入手できていない。当監査法人は、社内調査委員会の調査の結果が当連結会計年度の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表と比較情報との比較可能性に重要かつ広範な影響を及ぼす可能性があると判断している。その結果、当監査法人は、会社の当連結会計年度の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表に対して、結論表明の基礎となる証拠を入手することができず、中間連結財務諸表に重要な修正が必要かどうかについて判断することができなかった。